

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第1号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第6項第2号中「、条例第8条第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

別表第2の15の項を次のように改める。

15 義務教育終了前の子又は特別支援学校(高等部)に在籍する子(いざれも配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する職員が、当該子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において次のア及びイに掲げる区分に応じ当該ア及びイに定める日数を合計して得られた日数(当該合計して得られた日数が10日を超える場合にあっては、10日)の範囲内の期間 ア 中学校就学の始期に達するまでの子 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日) イ 前号に掲げる子以外の子 3日(その養育する前号に掲げる子以外の子が2人以上の場合にあっては、6日)
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。